

警察署協議会議事概要

協議会名	神奈川県麻生警察署協議会
日 時	令和3年4月27日（火）午後3時から午後4時20分まで
場 所	神奈川県麻生警察署
出席者	警察署協議会側 会長以下8人 警察署側 警察署長以下8人
議事要旨	<p style="text-align: center;">警察署協議会からの答申等に対する措置結果の説明</p> <p>「麻生警察署における新型コロナウイルス感染症防止対策」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急時の対策 <ul style="list-style-type: none"> パトカーに非接触型検温器を搭載し、現場急行時に使用可能とした。 さらに、麻生区役所から安否確認の場合、区の感染防止装備品が使用可能となった。 2 来庁者に対する対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通総務課窓口などの来庁者数を減らすことはできないが、来庁者全員に検温を実施するため、相談業務や会議前等においても協力を依頼した。 ・ 感染防止の認識を高めるため、各課やトイレのドアノブに感染予防テープを貼付し、さらに取調室や相談室に空気清浄機やアクリル板を設置したり、廊下等に注意喚起の広告物を掲示した。 ・ 保健所等から新型コロナウイルス感染症の自宅療養者の安否確認に係る協力要請された場合の対応について、麻生区役所と連絡会議を実施し、相互協力や連携について確認した。 3 部内の対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 業務分析とテレワーク対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 状況に応じて各課で分散してテレワークを実施した。 ・ 業務の合理化、効率化についての講演を実施し、署員の意識の醸成に努めた。 ・ 会議等の開催回数や参加人数を減らし、時間短縮に努めた。 (2) 勤務体制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務体制の変更は実施できないが、空き時間に各個人が感染症予防対策として消毒を実施している。 ・ 体調不良の職員には自宅待機を命じ、少しの体調不良でも積極的に休暇を取得させ体調管理に努める。 ・ 各課で業務に支障のない範囲でアクリル板等の設置を実施した。 (3) 体力錬成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 武道訓練ができないが、各自トレーニングをするよう教養した。 ・ 短時間逮捕術DVDを視聴させ、基本的訓練要領を周知させた。 <p style="text-align: center;">諮問</p> <p style="text-align: center;">コロナ禍における管内実態掌握活動の効果的方策について</p> <p style="text-align: center;">答申</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 コロナ禍における効果的な巡回連絡 <ol style="list-style-type: none"> (1) 周知の徹底 <ul style="list-style-type: none"> 警察官が巡回連絡時に「見守りも兼ねている」ということを説明する。 (2) 巡回連絡カードの事を知らない人がいるため、特殊詐欺防止のカードと一緒にPRする。 (3) 巡回連絡をする前に、事前に案内文をつけて、カードをポストに

入れておいて、後で取りに行く。

(4) 突然の訪問は犯罪者集団等には有効であるが、市民目線では突然来られるとイライラするので、訪問理由や巡回連絡の意義について丁寧な説明を心掛ける。

2 感染症防止対策

(1) 訪問する警察官がマスクを持参し、目の前で着用してもらったり、目の前で警察官が手指をアルコール消毒する。

(2) 巡回連絡の内容は、行政から入手できるデータが多いので、あらかじめ事前に行政からデータを入手し、内容を確認する程度であれば、面接時間も短縮でき、感染防止につながる。

(3) 感染予防のため対面したくない人に対し、巡回連絡をオンラインで実施する。

3 コロナ禍における管内実態掌握活動の効果的方策について

(1) 各種団体に働きかけ、事前に世帯の情報を収集しておき、対象者の負担を減らす。

(2) 町内会や商店街連合会、社会福祉協議会傘下の各種団体等と連携し、巡回連絡カードの作成依頼と回答を要請する。

業務説明

令和2年度第4四半期（令和3年1月から3月まで）の業務推進結果及び令和3年度第1四半期（令和3年4月から6月まで）の業務推進重点について各委員へ資料を送付した。